

## 第31回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年12月23日（金） 午前11時40分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 令和4年第30回総会議案書の訂正について

日程第 5 議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

日程第 9 議案第 6号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定について

日程第10 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第11 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第 3号 農地転届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

3番委員 新田 義修

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

齊藤 修

鈴木 学

### 5 欠席委員 2番委員 太田 豊

### 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

〃 主 事 鈴木 伸空

開会時刻 令和4年12月23日（金） 午前11時40分

議長 只今の出席農業委員は8名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しています。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、6番高橋敏彦委員と7番吉清水秀明委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第31回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年11月25日から令和4年12月23日までの分となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第30回総会以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、令和4年第30回総会議案書の訂正についてを議題とします。本案件につきましては軽微な訂正となりますので、事務局説明を省略します。  
本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。（1）及び（3）は4番佐藤委員が、（2）は6番高橋委員が該当します。  
つきましては、最初に（1）及び（3）を審議し、次に（2）を審議することについて、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議がないようですので、最初に（1）及び（3）を審議し、次に（2）を審議することとします。

それでは（１）及び（３）を審議します。議事参与の制限があります  
４番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

（４番佐藤恵一郎委員退席）

議長 これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第１号（１）及び（３）について、原案のとおり承認することに  
賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第１号（１）及び（３）は原案のとおり承認いたしまし  
た。  
４番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

（４番佐藤恵一郎委員入場）

議長 ４番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のと  
おり承認いたしました。

議長 続きまして、議案第１号（２）を審議します。議事参与の制限があり  
ます。６番高橋敏彦委員の退席を求めます。

（６番高橋敏彦委員退席）

議長 これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第１号（２）について、原案のとおり承認することに賛成の方の  
挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第１号（２）は原案のとおり承認いたしました。  
６番高橋敏彦委員の入場を許可します。

（６番高橋敏彦委員入場）

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり承認いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。議案書は10ページをご覧ください。

整理番号1番は購入した中古物件に付属している農地を買い受ける案件となっております。買受人は一戸町で農業を営んでいる農家の長男で、幼少より実家の農業に従事してきました。今回買い受ける農地につきましては露地野菜、椎茸の他、ブルーベリーを始めとした果樹を作付する予定となっております。

以上より、議案第2号整理番号1番の案件については、議案書11ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、佐藤恵一郎農業委員、齊藤修推進委員、鈴木学推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を鈴木推進委員にお願いします。

鈴木推進委員 推進委員の鈴木です。それでは私の方から議案第2号について、令和4年12月14日に佐藤農業委員と齊藤推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番の現地は、全体として広く農地として活用されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は14ページから18ページまでをご覧ください。

整理番号1番及び2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。いずれも、本年度近くの区間で実施される南部主幹線用水路の改修工事のため岩手県が発注した工事を請負した借受人が、仮設の資材置場や駐車場等を設置するため、一時転用として約5か月間使用するというものであります。申請地のうち整理番号1番は農振農用地区域の農地ではありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断される場合には3年以内の一時転用であれば認められるとされており、また、整理番号2番は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、農地転用目的の不許可の例外規定における一時転用に該当するものと見られます。なお、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を佐藤農業委員にお願いします。

佐藤農業委員 4番佐藤です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、篠木小学校より北西へ約230メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側、西側及び北側は農地、南側は道路を挟み農地となっていました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、篠木小学校より北西へ約730メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み山林、西側は水路を挟み山林、南側及び北側は農地となっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号10番から12番、16番及び17番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号10番及び11番は4番佐藤委員が該当し、整理番号12番及び16番は6番高橋委員が該当し、整理番号17番は7番吉清水委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号10番及び11番を審議し、次に整理番号12番及び16番を審議し、次に整理番号17番を審議し、次に1番から9番及び13番から15番を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号10番及び11番を審議し、次に整理番号12番及び16番を審議し、次に整理番号17番を審議し、次に1番から9番及び13番から15番を審議することとします。

それでは、整理番号10番及び11番を審議します。議事参与の制限があります4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 補足説明いたします。議案書は24ページをご覧ください。

議案第4号のうち整理番号10番、11番は、大沢地区で設立された法人への貸付案件となっております。

以上、議案第4号整理番号10番、11番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を齊藤推進委員にお願いします。

齊藤推進委員 推進委員の齊藤です。それでは私の方から議案第4号整理番号10番、11番について、ご報告申し上げます。

議案第4号整理番号10番、11番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありません。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありません。今回権利の設定を受ける方が現在耕作している農地はありませんが、保有する予定の機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第4号整理番号10番、11番の現地調査報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号整理番号10番及び11番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第4号整理番号10番及び11番は原案のとおり決定いたしました。  
4番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長                   4番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長                   続きまして、議案第4号整理番号12番及び16番を審議します。議事参与の制限があります6番高橋敏彦委員の退席を求めます。

(6番高橋敏彦委員退席)

議長                   事務局より説明させます。

高橋主査              それでは補足説明させていただきます。議案書は25ページをご覧ください。

議案第4号のうち整理番号12番は、下鶉飼地区で設立された法人への貸付案件となっております。

整理番号16番は、隣接している農地の耕作者に売り渡す案件です。整理番号16番の買受者は所有権の移転手続終了後、農地中間管理機構を活用し、下鶉飼地区における地域集積協力金事業に取り組むこと

になる見込みとなっております。

以上、議案第4号整理番号12番及び16番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を齊藤推進委員にお願いします。

齊藤推進委員 推進委員の齊藤です。それでは私の方から議案第4号整理番号12番、16番について、ご報告申し上げます。

議案第4号整理番号12番、16番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、整理番号12番については今回権利の設定を受ける方が現在耕作している農地はありませんが、保有する予定の機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、また、整理番号16番については今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第4号整理番号12番、16番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号整理番号12番及び16番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号整理番号12番及び16番は原案のとおり決定いたしました。

6番高橋敏彦委員の入場を許可します。

(6番高橋敏彦委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。



議長 続きますして、議案第4号整理番号17番を審議します。議事参与の制限があります7番吉清水秀明委員の退席を求めます。

(7番吉清水秀明委員退席)

議長 暫時休憩します。

(12時05分休憩)

(12時06分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明いたします。議案書は27ページをご覧ください。  
議案第4号のうち整理番号17番は、農地中間管理機構から所有権の移転を受ける案件です。

以上、議案第4号整理番号17番について、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を齊藤推進委員にお願いします。

齊藤推進委員 推進委員の齊藤です。それでは私の方から議案第4号整理番号17番について、ご報告申し上げます。

議案第4号整理番号17番の農地につきましては、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第4号整理番号17番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号整理番号17番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号整理番号17番は原案のとおり決定いたしました。  
7番吉清水秀明委員の入場を許可します。

(7番吉清水秀明委員入場)

議長 7番吉清水委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第4号整理番号1番から9番及び13番から15番を審議します。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。  
議案第2号のうち整理番号1番から9番までは一括方式による貸借の案件です。また、整理番号13番から15番までは所有権の移転案件です。  
整理番号13番は、既に購入済みの農地に隣接する農地を買い受ける案件となっております。  
整理番号14番、15番は、同一の所有者が地元の認定農業者にそれぞれ売り渡す案件となっております。  
なお、整理番号14番の買受者は整理番号16番と同一であり、これらの売買により集約化が図られたこととなります。また、整理番号14番の買受者は、所有権の移転手続終了後、農地中間管理機構を活用し地域集積協力金事業に取り組むことになる見込みです。  
以上、議案第4号整理番号1番から9番及び13番から15番につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を齊藤推進委員にお願いします。

齊藤推進委員 推進委員の齊藤です。私の方から議案第4号整理番号1番から9番及び13番から15番について、ご報告申し上げます。  
議案第4号整理番号1番から9番及び13番から15番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
以上で議案第4号整理番号1番から9番及び13番から15番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号整理番号1番から9番及び13番から15番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号整理番号1番から9番及び13番から15番は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、議案第5号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番から9番までは4番佐藤委員が該当し、整理番号10番から13番までは6番高橋委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号1番から9番までを審議し、次に整理番号10番から13番までを審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、最初に整理番号1番から9番までを審議し、次に整理番号10番から13番までを審議することとします。

それでは、整理番号1番から9番までを審議します。議事参与の制限があります4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは補足説明いたします。議案書は39ページをご覧ください。

議案第5号整理番号1番から9番までにつきましては大沢地区で行っている地域集積協力金事業において、個人で借受していた農地を大沢地区で設立した法人に借受者の変更を行う案件となっております。

以上、議案第5号整理番号1番から9番までは、経営面積、従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は、再配分に係る案件のため省略します。これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号整理番号1番から9番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号整理番号1番から9番までは原案のとおり決定いたしました。

4番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長

4番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長

続きまして、議案第5号整理番号10番から13番までを審議します。議事参与の制限があります6番高橋敏彦委員の退席を求めます。

(6番高橋敏彦委員退席)

議長

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは補足説明いたします。議案書は45ページをご覧ください。

議案第5号整理番号10番から13番までにつきましては下鶴飼地区で行っている地域集積協力金事業において、個人で借受していた農地を下鶴飼地区で設立した法人に借受者の変更を行う案件となっております。

以上、議案第5号整理番号10番から13番までは、経営面積、従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は、再配分に係る案件のため省略します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号整理番号10番から13番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号整理番号10番から13番までは原案のとおり決定いたしました。

6番高橋敏彦委員の入場を許可します。

(6番高橋敏彦委員入場)

議長

6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第9、議案第6号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは補足説明させていただきます。案件は9件となっております。議案書は55ページをご覧ください。

今回の案件は令和4年度農地パトロールにおきまして非農地と判断された土地となっております。

以上で説明を終わります。

議長

本議案の農地は令和4年8月4日から行った農地パトロール及び同年10月26日開催の農地パトロール確認会において確認済みであり、お手元の令和4年度農地パトロール結果報告書において報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第10、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第12、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書56ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第31回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年12月23日（金） 午後0時20分

議 長

---

会議録署名人 6 番委員

---

会議録署名人 7 番委員

---

これは原本である。

令和4年12月23日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一